

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) 米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和五十一年四月九日 東京で
昭和五十一年四月九日 効力発生
昭和五十一年五月四日 告示

(外務省告示第八二号)

目 次

米国側書簡.....五九九

協定の更新.....五九九

日本側書簡.....六〇〇

協定の更新.....六〇〇

ページ

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

(米 国 側 書 簡)

(訳文)

拝啓

本官は、千九百七十五年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に関し、同協定の規定が千九百七十七年三月三十一日まで適用されるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わつて提案いたします。

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明する貴官の返簡が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案いたします。

敬具

千九百七十六年四月九日に東京で

日本国駐在アメリカ合衆国公使

ジャック・B・バットン

日本国外務省経済局長

本 野 盛 幸 殿

米 国 と の 北 太 平 洋 捕 鯨 国 際 監 視 員 制 度 協 定 の 更 新 取 扱

(U.S. Note)

Sir,

With reference to the Agreement between the United States of America and Japan concerning an International Observer Scheme for Whaling Operations from Land Stations in the North Pacific Ocean, signed at Tokyo on May 2, 1975, I wish to propose on behalf of the Government of the United States of America that the provisions of the Agreement shall be applied until March 31, 1977.

I also wish to propose that if the said proposal is acceptable to the Government of Japan, the present note and your note in reply, indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of your reply.

Yours sincerely,

(Signed) Jack B. Button

Minister-Counselor for
Economic and Commercial Affairs

Mr. Moriyuki Motono,
Director-General,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs,
Tokyo.

日本側書簡

拝啓

本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認いたします。

(日本側書簡)

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がアメリカ合衆国政府の前記の提案を受諾したこと並びに貴官の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことに同意することを貴官に通報いたします。

敬具

千九百七十六年四月九日に東京で

日本国外務省経済局長 本野盛幸

日本国駐在アメリカ合衆国公使

ジャック・B・バットン 殿

(参考)

この取極は、一九七五年五月二日付けの日本国とアメリカ合衆国との間の北太平洋捕鯨国際監視員制度協定(条約集第二四五六号参照)を一九七七年三月三十一日まで更新したものである。